

I 障害者虐待防止の基本

1. 障害者虐待とは

1 障害者虐待の定義について

障害者虐待とは、障害者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態におかれることをいいます。

障害者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要です。

(1) 障害者虐待防止法の成立

障害者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、平成23年6月17日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）が議員立法により可決、成立し、平成24年10月1日から施行されました。

(2) 「障害者虐待」の定義

ア 障害者の定義

障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しています。（障害者基本法第2条第1号）

Point

- ・ 障害者手帳を取得していない場合も含まれます。
- ・ 障害者には18歳未満の者も含まれます。

イ 障害者虐待の定義

障害者虐待とは、「養護者による障害者虐待」、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」及び「使用者による障害者虐待」と定義しています。（第2条第2項）

ウ 虐待行為の禁止

障害者虐待防止法では、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定し、広く虐待行為を禁止しています。（第3条）

(3) 「障害者虐待」の種類

ア 養護者による障害者虐待

養護者とは、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義しています。

- ・ 身辺の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当します。
- ・ 同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合があります。

養護者による障害者虐待とは、養護者が養護する障害者に対して行う次の行為としています。

① 身体的虐待：	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
② 性的虐待：	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
③ 心理的虐待：	障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
④ 放棄・放任：	障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
⑤ 経済的虐待：	養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

- ・ 経済的虐待については、養護者のみならず、障害者の親族による行為も含まれます。
- ・ 18歳未満の障害児に対する養護者虐待は、総則など全般的な規定や養護者の支援については障害者虐待防止法に規定していますが、通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法を適用します。

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者福祉施設従事者等とは、障害者自立支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義しています。

法上の規程	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ のぞみの園 	
障害福祉サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業 ・ 一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センターを経営する事業 ・ 福祉ホームを経営する事業 ・ 厚生労働省令で定める事業 	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待とは、障害者福祉施設従事者等が行う次の行為としています。

① 身体的虐待：	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
② 性的虐待：	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
③ 心理的虐待：	障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
④ 放棄・放任：	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
⑤ 経済的虐待：	障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

- ・ 高齢者関係施設の入所者に対する虐待については、65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法を適用します。
- ・ 児童福祉施設の入所者に対する虐待については、18歳以上の障害者に対するものも含めて児童福祉法を適用します。

使用者による障害者虐待とは、使用者が行う次の行為としています。

① 身体的虐待：	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴力を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
② 性的虐待：	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
③ 心理的虐待：	障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
④ 放棄・放任：	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の労働者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
⑤ 経済的虐待：	障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

- ・ 使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず（18歳未満や65歳以上でも）障害者虐待防止法を適用します。

【参 考】 障害者虐待の種類・内容とその例示

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる ・やけど、打撲させる ・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど）
性的虐待	<p>性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性交 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる
心理的虐待	<p>脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しかけているのに意図的に無視する
放棄・放任	<p>食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない ・必要な福祉サービスを受けさせない、制限する ・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する
経済的虐待	<p>本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分 ・運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

※「障害者虐待マニュアル」（NPO法人PandA-J）を参考に作成

【参考】 障害者虐待における虐待防止法の対象範囲

障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在 場所 年齢	在宅 (養護者 ・保護者)	福祉施設				企業	学 校 病 院 保 育 所	
		障害者自立支援法		介護保 険法等	児童福祉法			
		障害福祉 サービ ス事業 所 (入所系、 日中系、訪 問系、GH 等含む)	相談支援 事業所	高齢者 施 設	障 害 児 入 所 施 設 等			相談支援 事業所等
18 歳未満	児童虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (都道府県) ※			—	改正児童福 祉法 ・適切な権 限行使 (都道府県)	適 用 法 令 なし ※障害児相 談支援事業 所について は、障害者 虐待防止法 の省令で規 定することを 検討		
18 歳以上 65 歳未満	障害者虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (都道府県 市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (都道府県 市町村)	— 【特定疾病 40 歳以上】	【20 歳まで】 —	—	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 労働局)	障害者虐 待防止法 ・間接的 防止措置 (施設長)
65 歳以上	障害者虐待 防止法 高齢者虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)			高齢者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (都道府県 市町村)	—	—		

※養護者への支援は 18 歳未満の場合でも障害者虐待防止法を適用します。

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなります。

Point

- ・ 65 歳以上の高齢者が、利用している障害福祉サービス事業所や就労している企業等にて虐待が起こった場合や 18 歳未満の障害児が、利用している障害福祉サービス事業所（短期入所・居宅介護）にて虐待が起こった場合は、障害者虐待防止を適用します。
- ・ 18 歳以上 20 歳までの障害者が、入所している障害児施設や児童養護施設にて虐待が起こった場合は、児童虐待防止法を適用します。

2. 障害者虐待への対応の基本姿勢と留意事項

1 障害者虐待対応の基本姿勢

(1) 障害者本人の権利擁護を最優先する

障害者虐待への対応に当たってまず最優先すべき事柄は、虐待を受けている障害者本人の権利を擁護し、人として尊厳のある暮らしが実現されるようにすることです。

虐待によって障害者本人の生活に現に支障が生じている事実に着目し、この状態を改善することが最も優先されるべき事項です。

(2) 障害者本人の意思の確認・尊重を行う

障害者虐待においては、暴力を受けたり無視され続けたりすることにより、障害者が本来の生きる力と自信を失い無気力状態となっている心理状態を理解し、本来持っている力を引き出す関わりを行い、本人の自己決定を支援します。

対応方針の検討・選択に当たっては、障害者本人の意思を確認してそれを最大限に尊重できるようにしていきます。その際、本人の意思を表面的に捉えるだけでなく、本人との信頼関係を構築していく中でその真意を確認していくことに留意します。

(3) 個人情報・プライバシーを配慮する

障害者虐待では、非常に繊細な問題を扱うため、支援に当たる関係者は、支援の過程で知った障害者本人及び家族等の個人情報やプライバシーの保護について、特に配慮する必要があります。

中でも、在宅における障害者虐待への対応では、どうしても家族関係や家族内の問題など、本来私的な領域である部分に関わっていくこととなりますので、個人情報やプライバシーの保護については、取り扱い等を徹底していきます。

(4) 障害者の安全確保を最優先する

障害者虐待に関する通報等においては、対応は一刻を争う障害者の生命に関わるような緊急的な事態が起こることも予想されます。

また、障害者本人の自己決定が難しいときや養護者との信頼関係を築くことができないときでも、障害者の安全確保を最優先するために入院や措置入所などの緊急保護を実施する場合があります。

このような緊急的な保護を実施した場合には、養護者に対し特にその後の丁寧なフォローアップを行うようにします。

(5) 関係機関の連携・協力による対応と体制を構築する

障害者虐待の発生には、家庭内での長年の人間関係や介護疲れ、障害に対する理解不足、金銭的要因など様々な要因が複雑に影響している場合も多く、支援にあたっては障害者や養護者の生活を支援するためのさまざまな制度の活用や知識が必要となります。そのため、支援の各段階において、複数の関係機関が連携を取りながら障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応するようにします。

(6) 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチを行う

住民に障害及び障害者虐待に関する正しい理解の普及を図ると共に、障害者の支援に関係する機関や団体との連携・協力関係を構築し、虐待が発生する要因を取り除くなど、障害者虐待を未然に防ぐための積極的な取り組みを行います。

また、障害者やその家族などが孤立することのないよう、地域における支援ネットワークを構築するとともに、必要な福祉サービスの利用を促進するなど養護者の負担軽減を積極的に図ります。

障害者福祉施設等は、第三者評価を受けることや虐待防止委員会の設置、内部研修や会議等を通じて施設内での円滑なコミュニケーションを図るなど、今後、より高いレベルで虐待防止に向けた取組みを進めることが必要です。

行政としても、介護技術に関する研修やマニュアルの普及などにより、これらを支援していきます。

2 障害者虐待の判断における基本視点

(1) 虐待者への制裁が目的ではない

まず、虐待者と一方的に決めつけず、あるいは先入観を持たずにアプローチすることが重要です。

また、障害者虐待への対応に当たっては、虐待の実態や虐待者を明らかにして、虐待者を加害者として行為を責めるのではなく、その行為の原因を探り、抱えている問題が解消されるような支援を展開することが重要です。

しかしその一方で、明らかに障害者の生命又は身体に重大な危険が生じている等の虐待の場合は、毅然とした態度で臨むことも必要です。

(2) 虐待はどこにでも起きると認識する

障害者虐待は、どこにでも起きる可能性があることを認識しておくことが重要です。たとえ、福祉に熱心な施設や会社だからといって、障害者に対する虐待が起きないわけではありません。ちょっとした過ちが繰り返されて、虐待として深刻化していることも少なくありません。

そして、通報等を受けた時に「あの施設に限って…」という先入観を持つことが、せっかくのSOSの声を切り捨ててしまう要因になりますので、通報等があった場合は、虐待の可能性を否定せずに状況聴取することが必要です。

(3) 虐待をしているという「自覚」は問わない

虐待事案においては、虐待をしているという自覚のある場合だけでなく、自分がやっていることが虐待に当たると気付いていない場合もあります。また、しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている事案もあるほか、「自傷・他害があるから仕方ない」ということが一方的な言い訳となっている場合もあります。

虐待している側の自覚は問いません。自覚がなくても、障害者は苦痛を感じたり、生活上困難な状況に置かれていたりすることがあります。

虐待しているという自覚がない場合には、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気付かせ、虐待の解消に向けて取り組んでいきます。

(4) 障害者本人の「自覚」は問わない

障害の特性から、自分のされていることが虐待だと認識できない場合があります。また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、障害者が無力感から諦めてしまっていることがあります。このように障害者本人から訴えの無いケースでは、虐待が長期化したり深刻化したりする危険性があるため、積極的に支援していきます。

(5) 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

施設や就労現場で発生した虐待の場合、障害者の家族への事実確認で「これくらいのことには仕方がない」と虐待する側を擁護したり虐待の事実を否定したりすることがあります。これは、障害者を預かって貰っているという家族の気持ちや、他に行き場がないという状況がそういう態度を取らせているとも考えられます。家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障害者本人の支援を中心に考えていきます。

3 障害者虐待支援の留意事項

(1) 正確な情報収集と客観的判断

障害者虐待の有無や程度を評価し、対応の在り方について適切な判断を行うためには、正確な情報収集が不可欠です。

また、相談や通報をしてくる人は必ずしも問題をきちんと整理できているわけではありません。その時に、誰がどのようにその相談を受けるかによって、その後の展開は大きく変わってきます。まずは、相談や通報をしてきた人の話を丁寧に伺うと共に、表面的な訴えだけに捉われず、正確かつ客観的な情報を収集するようにします。

その際は、例えば、身体的虐待の場合には、傷や火傷の写真、医師の診断書の有無や個人的な日記など、できる限り虐待の事実を裏付けるような情報も必要となります。

そして、相談や通報をしてきた人の意向を確認するとともに、通報として具体的に虐待対応していくべき事案か否かの客観的判断（アセスメント）をすることとします。

(2) チームでの取り組み

障害者虐待への対応では、担当者一人で判断することを避け、組織的な対応を行うことを基本とし、相談・通報・届出を受け付けたら組織内で協議するとともに、市の担当課と障害者虐待防止センター間で協議します。緊急性の判断や市の権限行使などの判断や決定に当たっても、必ず組織的に協議して決定することとします。

また、障害者の安全や事実確認のための調査では、担当者一人に過度の負担や責任が及ばないようにするとともに、客観性を確保する観点から必ず複数の職員で対応するようにします。

(3) 虐待の早期発見・早期対応

障害者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に発見し、障害者や養護者等に対する支援を開始することが重要です。そのためには、地域住民への障害者虐待に関する普及啓発、相談窓口の周知、民生委員や自治会等の地域組織との協力・連携、保健・医療・福祉・労働関係機関等との連携体制の構築などによって、虐待を早期に発見することにより相談や通報がなされ、対応できる仕組みを整えていきます。

Point

障害者虐待防止法では、国・地方公共団体のほか、保健・医療・福祉・労働等の関係者も虐待の早期発見に努めなければならないとしています。（第6条第1項、第6条第2項）

また、各障害者支援施設や障害福祉サービス事業所から事故報告書が提出された場合には、その内容が虐待に当たらないか注意が必要です。

虐待は夜間や休日にも発生するものであるため、地域で夜間や休日においても相談や通報、届出や緊急の保護に対応できる体制を構築し、関係機関や住民に周知していきます。

(4) 養護者の支援

在宅の虐待事案では、虐待している養護者を加害者としてのみ捉えてしまいがちですが、養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。障害者の安全確保を最優先としつつ、養護者についても支援を行っていきます。

(5) 長期的な視点に立った支援（生活安定のための継続的支援）

障害者虐待は、様々な要因が絡み合っている場合が多いため、その解決は容易ではありません。多面的な支援によって状態の改善を図りながら、長期的な視点に立った支援が必要といえます。

また、家庭内での虐待においては、被虐待者及び虐待者だけの問題だけでなく、その他の家族にも生活課題があり、それが虐待の要因になっている場合も少なくありません。当事者支援に止まらず、家族全体の生活安定を図るための支援をしていきます。

(6) 虐待の発生要因と関連する課題への支援

家庭、施設、会社に於いても、虐待の背景には様々な事情があり、虐待者だけを一方的に責めても本質的な解決にはなりません。虐待者も様々なストレス下におかれていることが少なくありません。介護負担や生活苦、重労働等様々な課題に対して、必要な支援に結びついていない場合には、虐待を解消させるために虐待者支援に取り組んでいきます。場合によっては、適切な機関につなぎ、支援が開始されるよう働きかけを行うこととします。

また、一部には悪意をもって虐待をしている事例もありますが、中には虐待者自身が虐待をしているとは気付いていない場合もあります。虐待者にその自覚がなくとも、その行為が虐待であること、障害者が苦しんでいる状況におかれていることを気付かせ、虐待を解消させなければなりません。

施設内や職場内で起きていた場合は、施設指導や従事者に対する研修等を含めた支援も行っていきます。

(7) 虐待の再発防止への支援

緊急的又は集中的な対応が一段落ついた場合であっても、その後に再度状況が悪化するおそれもあります。このため、虐待者の立場にも寄り添い、虐待者自身がなぜ虐待の行為に及んだのか、その要因を客観的に分析し、その虐待要因をなくすためにはどうしていったらよいか等、反省と再発予防の取り組みをしていけるよう援助することが求められます。具体的には、市の担当職員や相談支援専門員等が定期的な訪問を継続し、また、訪問だけでなく、援助を行う関係機関からの聞き取りなどにより障害者や養護者等の状況を把握していきます。

3. 障害者虐待対応における体制の整備

1 障害者虐待の未然防止・早期発見の取組み

障害者虐待防止法では、「国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他の関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。」と規定しています。（第4条第1項）

2 障害者虐待防止センター

障害者虐待防止法では、市は、障害者虐待防止センターの機能を果たすようにするものと規定しています。（第32条第1項）

《具体的な業務》

- 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理（第32条第2項第1号）
- 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言（第32条第2項第2号）
- 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発（第32条第2項第3号）

障害者虐待防止センターは、休日や夜間における障害者虐待についても速やかに対応できる体制を確保するとともに、障害者や擁護者の支援を適切に行えるよう専門的に従事する職員の確保に努めます。

また、障害者虐待防止法では、市は、障害者虐待防止センター、障害者虐待対応協力者の名称を明確にし、住民や関係機関に周知することを規定しています。（第40条）

障害者虐待防止センターは、住民や関係機関等に対して、障害者虐待の通報窓口であること等を明示して、市の担当部局名・機関名、その電話番号等についても周知しなければなりません。また、休日・夜間対応窓口についてもあわせて周知していきます。

姫路市障害者虐待防止センター

障害者の虐待や養護者の支援に関する相談、通報、お問い合わせは下記まで

【日中（9時00分～17時00分）】

TEL 079-221-2432

FAX 079-221-2430

Mail mamoru-fukushinet@city.himeji.hyogo.jp

【夜間（17時00分～9時00分）、土曜・日曜・祝日（24時間）】

携帯電話 080-8328-6295

FAX 020-4662-9339

携帯メールアドレス mamoru-fukushinet@docomo.ne.jp

障害者虐待の要因には様々なものがあるため、他の窓口や関係機関等に相談が入る可能性もあるため、他の窓口や関係機関等に相談や通報・届出が入った場合には、速やかに担当窓口につながるように、行政機関内及び関係機関の相談等窓口間で連携体制を整備していきます。

3 連携協力体制の整備

障害者虐待防止法では、市は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならないと規定しています。（第35条、第39条）

4. 個人情報の取扱い

1 個人情報に関する法律の規定

(1) 個人情報保護法、障害者虐待で示された利用の制限等

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーにかかわる極めて繊細な性質のものであります。

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者(個人情報等を事業の用に供している者)に対して、本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならないこと(第16条利用目的による制限)、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないこと(第23条第三者提供の制限)を義務づけています。

厚生労働省では、上記に該当する個人情報取扱事業者ではない福祉関係事業者などについても、個人情報については慎重に取り扱うべきであると、ガイドラインに示しています。(厚生労働省「福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」)

また、障害者虐待防止法でも、市職員や障害者虐待防止法上の事務委託を受けた機関の役員、職員に対して守秘義務を課しています。

(第8条、第18条、第25条、第33条第3項、第37条第3項)

障害者虐待対応のプロセスでは、関係機関・関係者が、虐待を受けている(おそれがある)障害者や、虐待行為を行っている養護者等に関する情報に接触する機会が多いことから、関係機関、関係者に対しても、個人情報を保護するための対応を求めています。

(2) 個人情報保護法の例外規定

個人情報保護法では、利用目的による制限、第三者への提供の制限について、例外規定を定めています。(個人情報保護法第16条第3項、第23条第1項)

《個人情報保護法第16条第3項及び第23条第1項の例外規定》

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 三 略
- 四 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

例外規定を障害者虐待に当てはめると、下記に示すような場合には、福祉関係事業者などが、障害者虐待対応において、障害者本人の同意なく目的外に個人情報を取り扱うことや第三者に情報提供することが例外的に認められることとなります。

- ・ 虐待に関する事実確認は、障害者虐待防止法第9条第1項、第19条、第26条に基づくものであることから、個人情報保護法例外規定の第1号の「法令に基づく場合」に該当します。
- ・ 事実確認の目的は障害者の生命・身体・財産に対する危険から救済することにあるから、規定第2号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合」に該当します。
- ・ 市またはその委託を受けた障害者虐待防止センターが障害者虐待防止法に定める事務を遂行することに対して協力する必要があることから、規定第4号に該当します。

2 運用上の工夫

(1) 個人情報保護条例に基づく庁内関係部署からの情報収集

国の行政機関内部や行政機関相互において、相当な理由があれば、本人の同意を得ずに個人情報を取り扱うことは許されています。（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項）

同様に市町村内部や市町村相互における個人情報の取り扱いについては、各市町村の個人情報保護条例に規定されています。市町村担当部署相互に、虐待の有無や緊急性の判断その他虐待対応をする上で必要な個人情報を利用することは相当な理由があり、法的にも許される情報の収集方法です。

(2) 本人情報の第三者提供についての同意

虐待が発生した場合、障害者や家族に対して、第三者に障害者の情報を提供することについて、同意を得ることも必要です。その際は、口頭のみでなく、できるだけ文書を交わすなどの手続きをすることが望ましいでしょう。

(3) 関係機関からの情報収集

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設や学校、医療機関などの関係機関は、障害者虐待の早期発見に努め、また、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するように努めなければならないとしています。（第6条）

こうしたことから、情報提供を求められた関係機関は、市に対して進んで情報提供をすべき立場にあります。

5. 障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等

1 地方公共団体の責務

障害者虐待防止法では、地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援等を行うため、以下の責務を規定しています。

(1) 関係機関の連携強化、支援などの体制整備

地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならないとしています。(第4条第1項)

(2) 人材の確保と資質向上のための研修等

地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならないとしています。(第4条第2項)

(3) 通報義務、救済制度に関する広報・啓発

地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うとしています。(第4条第3項)

(4) 障害者虐待の防止等に関する調査研究

地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うとしています。(第42条)

(5) 成年後見制度の利用の促進

地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならないとしています。(第44条)

2 国民の責務

障害者虐待防止法では、国民は、障害者虐待の防止等に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとしています。(第5条)

3 保健・医療・福祉等関係者の責務

障害者虐待防止法では、保健・医療・福祉等関係者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならないと規定しています。(第6条第2項)

同項では、以下の関係者についても規定しています。

- ・ 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所、障害者福祉関係団体
- ・ 障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、使用者 等

これらの関係者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとしています。(第6条第3項)

さらに、以下の関係者については、それぞれの責務を規定しています。

- ① 障害者福祉施設の設置者等
障害者福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備など障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置（第 15 条）
- ② 使用者
労働者の研修の実施、苦情処理の体制の整備などの使用者による障害者虐待防止等のための措置（第 21 条）
- ③ 学校の長
教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置（第 29 条）
- ④ 保育所等の長
保育所等の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置（第 30 条）
- ⑤ 医療機関の管理者
医療機関の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置（第 31 条）

4 市の役割と責務

ア 養護者による障害者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の速やかな障害者の安全確認、通報等に係る事実確認、障害者虐待対応協力者との対応に関する協議（第9条第1項）
- ② 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置及びそのための居室の確保（第9条第2項、第10条）
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法に規定する成年後見制度の利用開始に関する審判の請求（第9条第3項）
- ④ 立入調査の実施、立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第11条、第12条）
- ⑤ 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する措置が採られた障害者に対する養護者の面会の制限（第13条）

- ⑥ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置並びに障害者が短期間養護を受ける居室の確保（第14条第1項・第2項）
- ⑦ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第35条）

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の事実確認等（→省令で定める）
- ② 通報又は届出を受けた場合の都道府県への報告（第17条）
- ③ 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者自立支援法等に規定する権限の行使（第19条）

ウ 使用者による障害者虐待について

通報又は届出を受けた場合の都道府県への通知（第23条）

エ その他（財産上の被害防止等について）

- ① 養護者、親族又は障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介（第43条第1項）
- ② 財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者に係る成年後見制度の利用開始に関する審判の請求（第43条第2項）